

4 市民の健康を支える環境づくりの推進

スポーツ健康都市宣言（平成9年10月10日宣言）

わたくしたち石狩市民は、石狩平野の爽やかな風と、豊かな自然の中で、スポーツと健康づくりを通じ、からだと心を鍛え、活力あふれるまちづくりをめざし、ここに「スポーツ健康都市」を宣言します。

- － スポーツと健康づくりに励み、たくましいからだと豊かな心を育てます。
- － スポーツと健康づくりに親しみ、明るくすこやかな生活をおくれます。
- － スポーツと健康づくりを通じて、友情と交流の輪を世界に広げます。

（1）情報の発信及び啓発活動の推進

現状と課題

私たちを取り巻く現代社会は、情報化により利便性が高まる一方で、各種の情報が氾濫し、真に知りたい情報以外にも付随して流される情報量が多く、必要のない情報に混乱してしまうことがあります。スポーツや健康づくりに関する情報も例外ではありません。各種のスポーツイベントはもとより、トレーニング方法や機器に関する広告、健康飲料や食品に関する広告など多種多様で、正確な情報を選択して取り入れなければ、役に立たないどころか、身体を痛めることにもなりかねません。

氾濫する多くの情報を、一元的に集約し、市民が利用しやすい方法で、正しく提供することが課題となっています。

今後、スポーツや健康・医療、食育に関する情報については、単に発信するだけにとどまらず、同じ目的や意識を持った人々を結びつけ、相互交換ができるようなシステムづくりを目指し、より効果的な情報の発信及び啓発活動の充実に向けた取り組みが必要です。

基本方針

- ・ スポーツや健康・医療、食育に関する興味・関心がある情報を多様な媒体を活用し提供する環境を整備します。
- ・ リアルタイムに情報を発信できる体制づくりに向け、関係団体とのネットワークを拡充します。

主要な施策

<1>スポーツや健康・医療に関するわかりやすい情報の提供

市民がスポーツや健康・医療に関する情報を容易に入手できる体制を整備し、様々な情報をわかりやすく提供するとともに、今日の高齢社会に対応した健康情報のあり方について検討します。

【具体的な取組み事項】

●スポーツや健康・医療に関する必要な情報の提供

スポーツや健康に関する必要な情報を集約・整理し、市広報、市ホームページ、ポスター、リーフレット、掲示物等を利用した市民にわかりやすい情報を提供します。

●各種団体のホームページ開設支援（新規）

市民の日常的なスポーツや健康に関する活動は、スポーツや福祉等に関係する団体に所属しての活動が主体となっています。市民がこれらの団体を理解し、親しめるようそれぞれの団体が固有のホームページを開設し、より積極的な発信に努める必要があります。このような状況を踏まえ、団体のホームページ開設に向けた効果的な支援策を展開するための研究・検討を進めます。

●地域情報のネットワーク化（新規）

各種団体に関する加盟・加入情報、活動情報、教室や講習会の開催情報などのネットワーク化を図り、市民に公表周知します。

●公共施設等の予約システムのIT化（新規）

インターネットや携帯電話による公共施設の予約、使用状況の確認、利用料金の支払いなど利便性の向上について研究します。

●健康福祉ICT戦略プラン策定（新規）

保健・医療・介護・福祉分野のサービスの質的向上と効率化に向けた市民一人ひとりの健康情報に基づいた保健・医療・介護サービスの提供、健診（検診）及び医療・介護情報の共有化、生活習慣病対策の定着と成果の管理、データに基づいた保健医療介護施策の策定、高齢化社会に対応した健康情報の蓄積などの視点に立った、ICT（情報通信技術）戦略プランの策定に向け調査研究を進めます。

●レセプトの電算化と医療費分析（国保事業）

平成23年度から導入されるレセプト（診療報酬明細書）の電算化を契機として、より効率的な点検体制の構築とともに、医療費を様々な角度から分析し、今後の保健サービスの質的向上と効率化に努めます。

＜2＞食育の普及・啓発活動の推進

食に関するさまざまな情報が発信され、同時に市民の食への関心は高まりを見せる一方で、関心を持っていない人や、食育等の意味を知らない人もいます。大人の関心度の差は、自分で食事を管理する力が育っていない子どもに影響し、子どもの食習慣から健康へと波及するため、一人ひとりが食に関する正しい知識を身に付けられるよう、正しく、わかりやすい情報を提供するとともに、関心のない人にも情報が伝わるよう、個々の生活の中で取組める食育の啓発が必要です。

食育を普及するため、パンフレット等を活用した情報提供の充実に努めるとともに、関連事業を通して普及啓発を推進します。

【具体的な取組み事項】

●食育に関する情報提供の充実

- ・ 保育園での食育の取組みや食育情報を「食生活だより」を通じて家庭に発信
- ・ 食育をキーワードにした教室や栄養指導を通じての啓発活動の推進
- ・ 総合的な学習の時間での農産物の栽培
- ・ 社会科、家庭科、総合的な学習時間での食育の授業実施

評価指標と目標値

評価指標	市の現状	目標値
体育協会加盟団体のホームページ開設率※1	9.5%	増加
学校開放利用団体の市ホームページによる団体の紹介率※2	31.4%	増加

※1,2 平成22年度の実績値をベースに目標（率）を設定。

実績値＝（財）石狩市体育協会加盟団体 21 団体のうち 2 団体

学校開放使用団体（後期）86 団体うち 27 団体

(2) 市民との協働による健康づくりの推進

現状と課題

私たちの健康づくりへの意識は、個々の健康に対する価値観の違いや多様化により、早期発見や早期治療など、「自分の健康は、自分で守る」をスローガンとして、個人の努力が重視されてきました。

健康づくりは、市民一人ひとりが取り組む意識と行動ですが、周りの環境に影響されやすく、個々の努力だけでは限界があることが課題となっています。

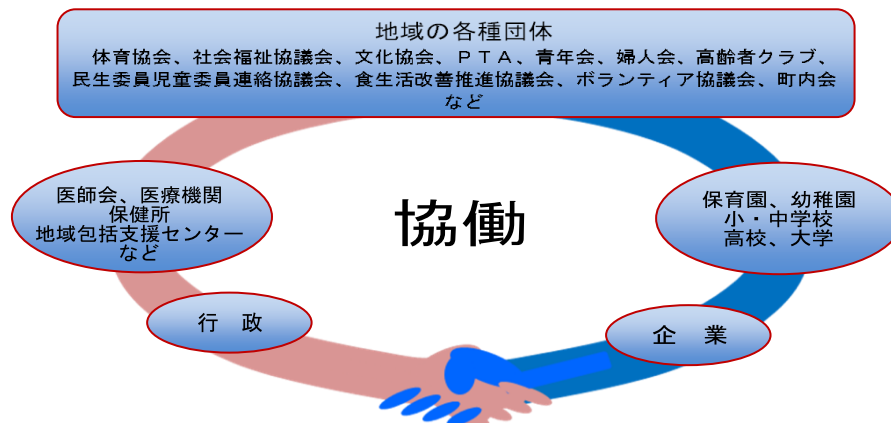
今後、市民の健康づくりについては、保健・健康・スポーツ分野等の関係行政機関をはじめ、財団法人石狩市体育協会（以下「体育協会」という。）・保健所・医療機関・町内会・企業等の関係機関がそれぞれの特性を活かしながら連携し、総合的に支援する取り組みが必要です。

基本方針

- ・ 市民や関係団体との協働による健康づくりネットワークを構築します。
- ・ 多様なニーズに対応したきめ細やかな健康づくりに関するサービスの提供体制を整備します。

元気・安心・支えあいのまち いしかり

市民の健康を支える環境づくり



主要な施策

<1>健康・体力づくりに向けた関係団体との連携・協働の推進

健康・体力づくりを推進するためには、それぞれの年代や性別、さらには一人ひとりの興味、関心、体力に応じたスポーツプログラムが必要です。

また、誰もが気軽に運動・スポーツ活動を日常生活に取り入れ、継続することが重要です。

そのため、市民自らの特性に合わせたスポーツライフスタイルを形成できるよう、運動の機会やスポーツ事業を提供するとともに、地域との連携・協働による健康づくりを推進します。

【具体的な取組み事項】

●市民との協働による健康づくりネットワークの構築

健康長寿のまちづくりを目指すため、市民が主体的に健康づくりに取り組むことができる環境を整備し、市民・関係機関・団体・企業・行政を有機的に結びつけるネットワークを構築します。

●地域との協働による健康づくりの推進

町内会を単位とした、地域ぐるみの健康づくりに取り組むため、誰でも簡単にできる運動（体操・ストレッチ等）や健康的な食生活の普及に努めるとともに、町内会が自主的に実施する健康づくり事業へ保健師や栄養士などの職員を派遣し、地域とともに健康づくりを推進します。

石狩市協働事業（健康増進事業）の取組み

本市では、平成20年度より市民提案型の協働事業によるまちづくりを推進し、健康増進をテーマに、平成21年度から花川南第5町内会と協働による「健康で明るい地域づくり事業」を進めています。今後もこうした地域の自主的な活動を支援するとともに、実施町内会等の拡大に努めます。

<2>地域スポーツを支える体育指導委員の活動の拡充

体育指導委員は市内全地域から現在20名（H23.4.1現在）を委嘱し、実質的な地域スポーツ振興の担い手として、スポーツ事業の企画・運営にかかわり、後進の育成や行政が行う各種事業への協力等、幅広い分野において活発に活動を展開しています。

このような体育指導委員の活動は、地域全体の活力を高めるとともに、スポーツ活動を通じた地域住民の連帯意識を醸成し、ふれあいのある、安全・安心な地域づくりにも繋がるものと期待されています。

昨今では、定期的に行われる事業のほか、市民スポーツまつり等の広域的なイベントへの参加協力や多様化・個別化する住民ニーズへの対応など、要求される役割や、活動範囲が拡大し、ますます体育指導委員活動の充実が求められています。その一方で、体育指導委員の高齢化や後継者不足が大きな課題となっており、地域に潜在する指導者の発掘と合わせ、指導者の養成と後進の育成を図ります。

【具体的な取組み事項】

●体育指導委員の資質向上を図る研修の充実

健康・体力づくりを効果的にすすめる地域スポーツ指導者の中核として、体育指導委員の資質向上を図る研修を充実します。

●指導者の養成と後進の育成（新規）

地域に潜在する指導者を発掘し、地域の教育力を活かせる指導者の育成と後進の育成を行います。

＜3＞スポーツボランティアの養成と活用

市民のスポーツ活動を支援し、多様化するニーズに応えるには、行政や施設にかかわる専門スタッフに加え、市民一人ひとりのスポーツ活動を支えるパートナーとして市民に身近なボランティアが必要です。

現在、行政が行っている各種の事業においても、民間指導者の活用や、民間への事業の移管、さらにはボランティアを活用した施策の検討など、課題となっているものも多くあります。

今後は、関係団体・機関との連携協力により、ボランティアの養成と効果的な活用について検討します。

【具体的な取組み事項】

●ボランティアの養成と派遣

体育協会及び市民カレッジ（市民ボランティアと教育委員会が協働でつくる学びの場）との連携を図り、多様なスポーツボランティアを養成し、市民の求めに応じて派遣します。

●学校運動部活動地域指導者の養成と派遣

体育協会や市民カレッジなどと連携し、学校運動部活動を支援できる指導者を養成し派遣します。

＜4＞体育協会との連携・協働の推進

体育協会は、市民の目線に立った弾力的かつ効果的なスポーツ振興を目的に設立され、行政を補完する実質的なスポーツ振興の担い手として、スポーツ事業や施設の運営管理において確実な実績を積み重ねています。

今後は、指定管理者制度の適正かつ効率的な運用や公益法人制度改革など、財団の将来への大きな骨格をなす課題を踏まえ、職員の資質の向上や、行政・スポーツ関係団体との役割分担を明確にし、一層の連携・協働を図ります。

【具体的な取組み事項】

●体育協会支援事業の推進

市民皆スポーツの推進と競技スポーツの振興を図るため、体育協会に運営費等の一部を補助します。また、指定管理業務の継続と自主財源の確保により、長期的に安定した経営基盤の確立を図り、市民のスポーツ活動支援に向けた体制を整備するとともに、新たな制度下の公益法人化を目指した取り組みを支援します。

●スポーツ施設の効果的な指定管理者制度の導入

指定管理者の専門性を活かしたノウハウを十分に活用し、多様化する市民スポーツニーズに迅速かつ的確に対応する施設の運営管理が図られるよう、指定管理者制度の効果的な活用と一層の市民サービスに努めます。

＜5＞食育におけるネットワークづくりの推進

家庭の教育力や地域力が低下していると言われている現在において、食育を推進する上で、行政、家庭、学校、地域、事業者などの組織との密接な連携が必要となっています。

そのため、さまざまな分野の関係者間で連携を図り、それぞれの特性を活かして食育の推進に取り組むことが大切です。

今後は、行政、家庭はもとより、保育園、幼稚園、学校、食の生産・流通・販売等の関係機関、地域活動団体等が協働して、食育を推進していく仕組みを整備します。

【具体的な取組み事項】

●食に関わる機関・団体との連携

農水産、商工、観光との連携により地産地消を推進します。また、関係機関、団体等の情報交換や連携により一層の食育を推進します。

評価指標と目標値

評価指標	市の現状	目標値
町内会と連携したスポーツ事業の開催数※1	24回	増加
体育指導委員が開催した事業回数	6回	増加
市のイベント等に協力した体育指導委員の延人数	350人	増加
学校運動部活動への地域指導者派遣数※2	173人	増加

※1 平成21年度に町内会と連携して行ったウォーキング事業数

※2 平成21年度のスポーツSAT（スクール・アシスタント・ティーチャー）事業を含む学校への外部指導者派遣の状況：教育委員会資料

(3) スポーツ・健康づくりの推進

重点

現状と課題

私たちを取り巻く社会環境は、ストレスの増加や運動不足など、健康で明るい市民生活の実現を目指すうえで、様々な課題を投げかけています。

なかでも、次代を担う子どもの体力が低下傾向にあり、将来の明るく豊かで活力ある社会の形成にとって、きわめて憂慮すべきことであることや、平均寿命の伸長と長期的な出生率の低下による少子・高齢社会の広がりから、健康で活力ある生活を送ることが、個人の福祉に止まらず、社会全体の活力の維持に繋がるものであることなどが指摘され、スポーツ活動による体力水準の向上と、生涯にわたる運動習慣の形成について、緊急に対策を講じることが課題とされています。

今後、スポーツ・健康づくりの推進は、単に健康・体力づくりの観点だけではなく、その活動を通じて培われる地域の連帯感や、生きがい・達成感など、市民の多様な生活の充実感をもたらすものとしても期待されていることから、生涯にわたって心身ともに健康で豊かなスポーツライフの確立に向けた取り組みが必要です。

基本方針

- ・日常生活の中に各種スポーツ・レクリエーション活動が親しめるよう環境を整備します。
- ・地域や家庭が一体となって、子どもの体力向上に向けた取り組みを積極的に推進します。
- ・競技スポーツの参加機会の提供や競技力向上を目的とする団体を支援します。

主要な施策

<1>健康で活力あるスポーツライフの推進

スポーツに対するニーズの高まりや、自らの健康・体力に関心をもつ市民が増える中、スポーツ・レクリエーション活動を通じて、心身の健康の維持と、生きがいに通じる楽しさを味わい、豊かな生活を過ごすための環境づくりが求められています。

今後は、スポーツ健康都市宣言の精神を踏まえ、市民一人ひとりが生涯にわたって、それぞれの目的に応じて幅広くスポーツに親しむことができるよう、環境整備を進めます。

【具体的な取組み事項】

●市民皆スポーツの推進

市民が生涯にわたって、健康で活力ある生活を送るため、多様なスポーツ活動の機会を創出し、スポーツ活動の習慣化を促し、成人の週1回以上のスポーツ実施率を高めます。

- ・市民皆スポーツ推進事業（パークゴルフ・カローリング等の軽スポーツの普及とニュースポーツの導入の検討）
- ・スポーツまつりへの支援
- ・市民のスポーツ「ソフトボール」の普及（小中学校への外部講師の派遣、合宿誘致）
- ・子どもと大人の遊びを通じた交流の推進（カローリングによる交流）

●競技力向上を目指したスポーツ活動の推進

競技スポーツの振興を図るため、競技スポーツの参加機会の提供や支援を図り、競技力向上を目的とする団体を支援します。

- ・全道・全国大会参加に対する助成
- ・体育協会加盟団体への支援

＜2＞スポーツ・レクリエーション活動施設の整備・拡充

スポーツ・レクリエーション活動施設の整備・拡充は、市民が生涯にわたって健康で明るく豊かなスポーツライフを実現する基盤となるもので、いつでも・どこでも・だれでも・気軽に楽しめる環境づくりを目指すうえで、きわめて重要です。

国の基本計画では、地域住民が日常的にスポーツに親しむことができるよう、公共スポーツ施設や学校体育施設の充実を柱とする、スポーツ施設整備の指針を示しています。

本市においては、国から示された指針と整合性を保ちながら、高齢者・障がい者の利用に配慮したバリアフリーの促進や、施設を管理する指定管理者制度等のあり方も含めて検討を進め、スポーツ活動等の施設整備・拡充に取り組みます。

【具体的な取組み事項】

●既存スポーツ施設の整備・充実と効率的な運営管理

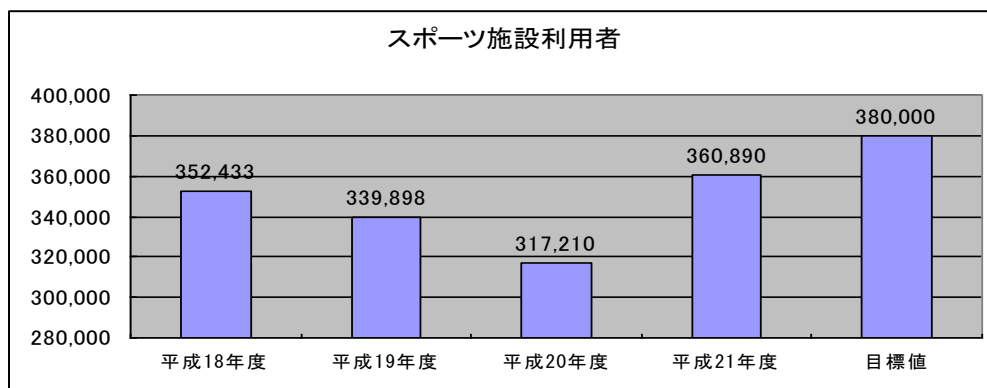
既存施設の老朽化の度合いや競技施設としての機能維持の観点から、適切な維持管理と計画的な改修を進めます。

また、市民皆スポーツの更なる推進に向けて窓口業務の集約化を進めます。

- ・ 既存施設の計画的な改修の推進
- ・ スポーツ施設の効率的な管理運営（利用時間、予約方法、バリアフリー化などの検討）
- ・ 学校体育施設の備品等の整備の促進
- ・ 学校体育施設（体育館・グラウンド）の利用促進
- ・ 学校開放事業について、地域による管理運営の可能性の調査研究

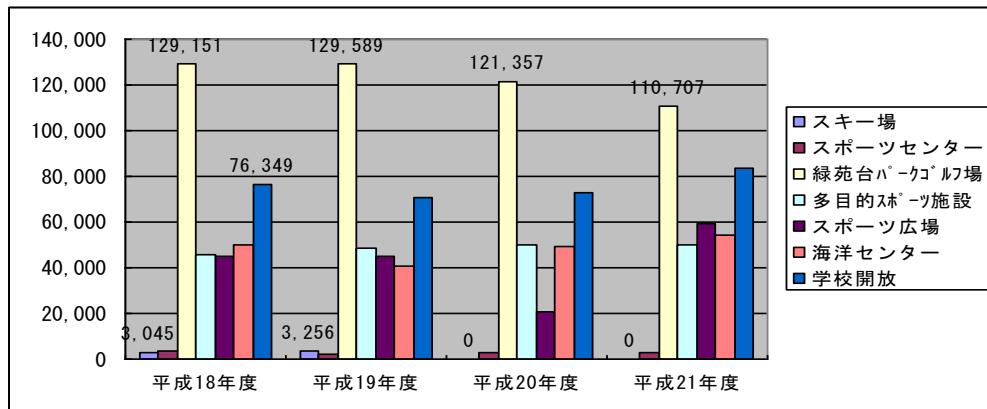
図 4-(3)-1 市内スポーツ施設利用状況

(単位：人)



各施設の利用者数

(単位：人)



●総合的なスポーツ施設の検討（新規）

財政フレームとの整合を図りながら、長期的・総合的な検討を進めます。

●健康に配慮した公園づくりの推進

- ・ 市内都市公園等における計画的な健康遊具の設置

●自然を活かした多様なスポーツ・レクリエーション活動の環境整備（新規）

本市は海、山、川の豊かな自然に恵まれており、この自然を活かしたウオーキング、ハイキング、ジョギングをはじめ、海辺でのマリンスポーツやビーチスポーツ、中高年者に人気のパークゴルフなど、自然の中でスポーツ・レクリエーション活動ができるよう環境整備に努めます。

- ・本市の地域特性であるこれらの自然を活かし、新しいスポーツ・レクリエーション活動の場づくりの検討
- ・魅力ある情報を盛り込んだスポーツ・レクリエーションマップの作成等、自然を楽しむスポーツ・レクリエーション活動の啓発
- ・幅広い世代が楽しめるレジャー的な要素を持ったニュースポーツの検討

<3>気軽に楽しめる多様なスポーツ・健康づくり事業の提供

本市では、市民が気軽にスポーツ活動を楽しめるように、スポーツセンターや各コミュニティセンター、学校開放事業等の施設の活用により、地域住民に身近なスポーツ事業を提供しています。また、体育協会と連携・協働し様々な事業を市民対象に展開しています。

一方、高齢者の健康・体力づくりに関しては、通年利用できる石狩市総合保健福祉センター「りんくる」の施設において介護予防や健康・体力づくりの事業を実施しています。

今後は、市民のスポーツや健康ニーズを的確に捉え、多くの市民が多様な健康・スポーツを楽しめるよう、関係団体・機関との連携・協力を図り、幅広い観点に立った事業を提供します。

【具体的な取組み事項】

●魅力あるスポーツ・健康づくり事業の提供

市民のスポーツ・健康づくりが楽しく、活発に展開されるよう、身近な施設を活用した魅力あるスポーツ・健康づくり事業を提供します。

●市民のスポーツ・健康づくりの意識調査・分析（新規）

市民の健康・スポーツ意識を、3年毎に調査・分析し、市民ニーズに応じたスポーツ・健康づくり事業に反映させるとともに、各スポーツ施設等における実施事業に対する市民の満足度もあわせて調査します。

●気軽に参加できるスポーツ・健康づくり事業等の提供

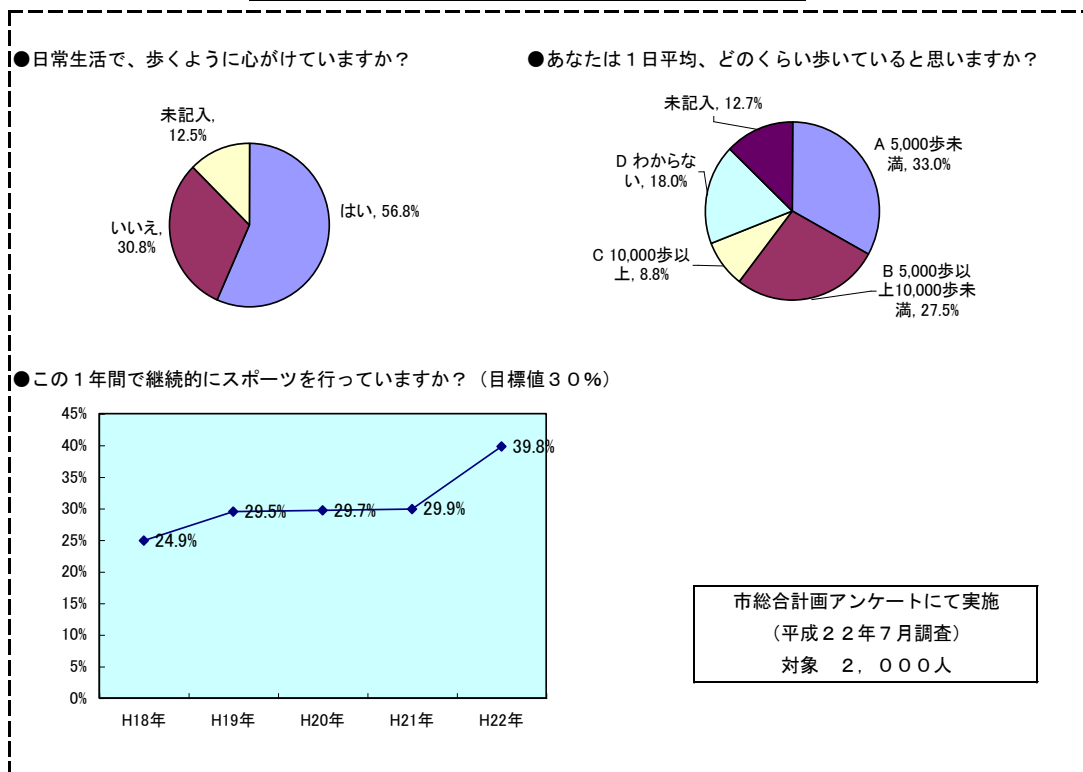
スポーツセンター・学校等の開放事業や体育協会が開催している各種事業を通じて、気軽に参加できるスポーツ・健康づくり事業等を提供します。

＜4＞健康づくりの推進

ウォーキングが生活習慣病やメタボリックシンドロームの改善をはじめ、健康の維持増進に効果的であることは多くの人々が十分に認識していることですが、本市が行った「市民意識に関するアンケート調査」では、多くの市民が日常生活で歩くように心がけている(56.8%)という必要性を認識しているにもかかわらず、1日平均の歩数が5,000歩未満(33%)、5,000歩から10,000歩未満(27.5%)という結果が表しているように、市が目標としている10,000歩以上を歩いている市民は(8.8%)と低いことが示されました。また、継続的にスポーツを行っている市民は年々増加し、市が目標とする30%に到達していますが、さらに多くの市民がウォーキングやスポーツをもっと行ってもらうためには、健康と運動の機会の拡充を図る施設の工夫や、スポーツの機会を創出することが今後の課題となっています。

健康寿命の延伸を目指した体力づくりの推進を、市民個人の努力のみに任せるだけではなく、市が市民自らの健康づくりを支援するため、保健・福祉・スポーツ等が連携し、一次予防を一層重視するとともに健康な状態をより長く保持し、高齢者の要支援・要介護状態を予防し、生活の質の低下を防ぎ、元気で自立した高齢者を増やす取り組みを進めます。

図4-(3)-2 運動に関するアンケート調査結果



【具体的な取組み事項】**●一人ひとりの体力や健康に応じた身近なスポーツ活動の推進**

体力づくり事業の奨励

●ウォーキングを主体とした健康づくりの推進

- ・ウォーキングロードの整備
- ・市民グループの育成
- ・ウォーキングマップの作成
- ・ウォーキング推進員の養成
- ・ウォーキングラリーの実施
- ・ウォーキングイベントの実施
- ・町内会（地域）への普及・啓発活動の実施

<5>子どもの体力向上方策の確立

国では、小中学生を対象とした「新体力テスト」を全国的に実施し、子どもたちの体力状況を把握することにより、体力低下に歯止めをかけ、体力向上を図る国民運動を展開するとしています。

今後は、子どもたちの体力状況が国において科学的に把握され、より効果的な体力向上策が示されることから、本市にあった子どもの体力向上の方策を確立します。

【具体的な取組み事項】**●子どもの体力向上を目的とした事業への取り組み（新規）**

スポーツ少年団をはじめとするスポーツ関係団体・機関と連携し、体力テストの実施結果を基にした、子どもの体力向上を目的とした事業を実施します。

●子どもたちの野外活動やスポーツ活動の推進

- ・わんぱくスポーツスクールの開催
- ・スポーツ体験教室の実施
- ・スポーツ少年団活動への支援

<6>中高年の体力向上方策の確立

団塊の世代が退職の時期を迎え、人口構成に占める高齢者の割合は、ますます高まってきています。スポーツ活動やレクリエーション活動を通じ、健康・体力の維持増進を図ることは、介護という大きな社会的不安を解消し、自立した高齢者が安心して暮らせる石狩市のまちづくりに、欠くことのできないものです。

また、健康で生き生きとした高齢者が地域に増えることは、豊かな経験と知識を

持った貴重な人材として、地域活動を基盤とする多くの団体が期待するところでもあります。地域で活発にスポーツ・レクリエーション活動が展開され、スポーツ・レクリエーション活動を楽しむ市民で溢れる社会の実現を図るため、中高年の体力向上の方策を検討します。

【具体的な取組み事項】

●健康・体力づくりの多様な事業の展開

地域の関係団体と連携を図り、中高年を対象とした健康・体力づくりの多様な事業を実施します。

- ・体力づくり事業の実施
- ・日常生活における“貯筋プログラム”の検討（家事、通勤（徒歩）、除雪などの運動化）

●健康マイレージ制導入の検討（新規）

日ごろの健康づくりや生活習慣改善の実践や、健康教室への参加、健康診査の受診など、健康づくりへの取り組みをポイント化し、健康づくりへの積極的な参加を誘導する健康マイレージ事業の実施に向けて検討します。

●ウォーキングを主体とした地域づくりの推進（新規）

様々な場所、時間帯で市内をウォーキングする愛好者が、地域づくりに参加できる仕組みづくりを検討します。

- ・ウォーキングボランティアパトロール隊の編成
- ・ウォーキング声かけ運動の実施

＜7＞スポーツノーマライゼーションの推進

スポーツは全ての人々が平等に参加できるものであるという理念を踏まえ、障がいの有無にかかわらず、スポーツ活動に参加できる機会を確保することが求められています。本市においては、障がい者の方々が参加できる組織体制が未整備であり、多様な障がい者のスポーツ活動を支援するには、単にスポーツという観点からでのアプローチでは、十分な対応が難しい状況となっています。

このような中、JOCがパラリンピックの支援を打ち出すなど、障がい者のスポーツ活動に対する理解が国内外で高まってきています。市内においても、障がい者自身の責任において存分にスポーツを楽しみたいとする意識が高まりつつあり、活動者の中から、国際大会に選出される方も現れてきており、障がい者スポーツの取り組みにも変化が生じています。

今後は、市民スポーツ振興において、このような背景を十分に認識し、障がい者

と健常者が共にスポーツを楽しむ観点から、積極的なスポーツのノーマライゼーションを進めます。

【具体的な取組み事項】

●障がい者が安心してスポーツに親しめる環境整備（新規）

障がい者のスポーツ活動に対する市民意識の高揚に努めるとともに、障がい者が安心してスポーツに親しめる環境を整備します。

●スポーツ施設のバリアフリー化の推進（新規）

スポーツ施設のバリアフリー化の推進と関連スポーツ備品の整備を進めます。

●スポーツ振興特別支援金交付事業（新規）

本市の障がい者スポーツの振興に寄与すると認められた者（石狩市民で国際大会に出場する場合の当該選手個人）に対し、特別支援金を交付します。

< 8 > 総合型地域スポーツクラブ活動への支援

総合型地域スポーツクラブは、スポーツ種目の多様性、世代や年齢の多様性、技術レベルの多様性という三つの多様性を持ち、学校体育施設や公共スポーツ施設など、日常的なスポーツ活動の拠点を中心に、クラブ会員が個々のニーズに応じたスポーツ活動を楽しむことを目的にして各地域でそれぞれ育み、発展させていくのが総合型地域スポーツクラブです。

本市においては、地域スポーツクラブの設立に向けた動きもでてきており、今後は少子化により継続が困難となった中学校の運動部活動の受け皿や、地域住民の連帯意識の醸成も期待されるところであり、クラブの運営が円滑に進められ、スポーツ活動が継続されるよう支援します。

【具体的な取組み事項】

●スポーツ活動への必要な情報提供と側面的支援

総合型地域スポーツクラブや市民の自主的なスポーツクラブの事業の展開に伴い、多様なスポーツ活動への指導者紹介や必要な情報提供等の側面的支援に努めます。

評価指標と目標値

評価指標	市の現状	目標値
継続的に運動を行っている市民の割合※1	39.8%	30%
日常生活で歩くように心がけている市民の割合※2	56.8%	増加
1週間に3日以上運動・スポーツをしている児童・生徒の割合※3	55.5%	増加
スポーツ少年団登録者数※4	841人	増加
体育協会加盟団体登録者数※5	3,184人	増加
スポーツ施設利用者数※6 (学校開放施設を含む市内26施設)	360,710人	増加

※1, 2 平成22年度実施の総合計画アンケートによる数値。目標値は総合計画の数値。

※3 平成21年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の数値。
＝調査対象は小学5年生・中学2年生男女別を合算した数値。

※4, 5 平成22年度の実績。

※6 平成21年度の市内スポーツ6施設及び、学校開放20施設の実績数。目標値は総合計画の数値。

(4) 地域医療の充実

現状と課題

安心して暮らせる地域を実現するためには、地域で安心して受けられる医療体制を充実することが重要な要素の一つです。市内には一般病院が4か所(498床)、精神科病院が1か所(119床)、診療所24か所(有床施設6か所86床)の医療施設があり、人口10万人当たりの病院数及び病床数はともに全道平均を下回っている状況にあります。それは、高度医療機関が集中する札幌市内への利用が多いことによると思われませんが、今後は、既存の医療機関をより効果的に市民ニーズに結びつけ、いつでも、どこでも、安心して医療サービスが受けられるための地域医療体制を確立していく必要があります。

また、ますます高齢化と過疎化が進む厚田区及び浜益区における医療体制の維持・確保は、本市にとっても大きな課題であり、高齢者世帯の増加など社会環境の変化に伴い在宅医療や介護支援体制の整備が必要となっています。

一方、救急医療への対応として、現在、石狩医師会による夜間休日救急医療体制を確保していますが、急激な高齢化に伴う脳血管疾患や心疾患等の救急患者の増加や交通事故に対応した市民の救急医療の一層の拡充・強化とともに、地震等の大規模災害発生時における応急医療体制の確立が必要です。また、少子化に伴い全国的に小児科医が減少していることから、小児救急医療体制の整備検討が必要です。

〔表 4-(4)-1〕 医療施設・病床数の状況

平成21年10月1日現在

区 分	施設数	対人口10万人当たり		病床数	対人口10万人当たり	
		石狩市	北海道		石狩市	北海道
病 院	5	8.4	10.7	617	1,033.5	1,815.7
一般診療所	24	40.2	61.4	86	144.1	151.5
うち有床診	6	10.1	10.1	—	—	—
歯科診療所	24	40.2	55.1	—	—	—

※1 病院数は精神科病院(1施設)を含む。

(資料:北海道保健統計年報)

※2 病床数は精神病床(119床)、療養病床(293床)を含む。

基本方針

- ・市民が安心して医療が受けられるよう、地域医療体制の確立を図ります。
- ・救急患者の症状に応じ、迅速・的確に対応できる救急医療体制の充実・強化に努めます。

主要な施策

< 1 > 地域医療体制の確立

さまざまな健康課題に適切に対応するための保健・医療の環境整備が求められています。厚田区及び浜益区における医療体制を維持・確保するとともに、市民の日常における健康管理のためには、かかりつけ医を持つことも大切です。また、医療機能に関する情報提供や連携システムを構築することにより、身近な医療から高度医療までの医療機関相互の連携体制づくりの促進を図ることが必要です。

【具体的な取組み事項】

●かかりつけ医・歯科医等を持つことの推進

初期診療、治療の段階における基本的な診療（プライマリケア）の重要性を市民に広め、日頃から健康に配慮した生活を送ってもらうため、市民にかかりつけ医を持つことを推奨するとともに、地域できめ細かな医療サービスを受けられる体制の整備・確保に努めます。

●在宅医療の提供体制の整備

高齢化による高齢者医療の需要の増加、病院における在院日数の短縮、医療制度改革に伴う療養病床の再編成への対応など、在宅医療の需要はますます増加することが予想されます。

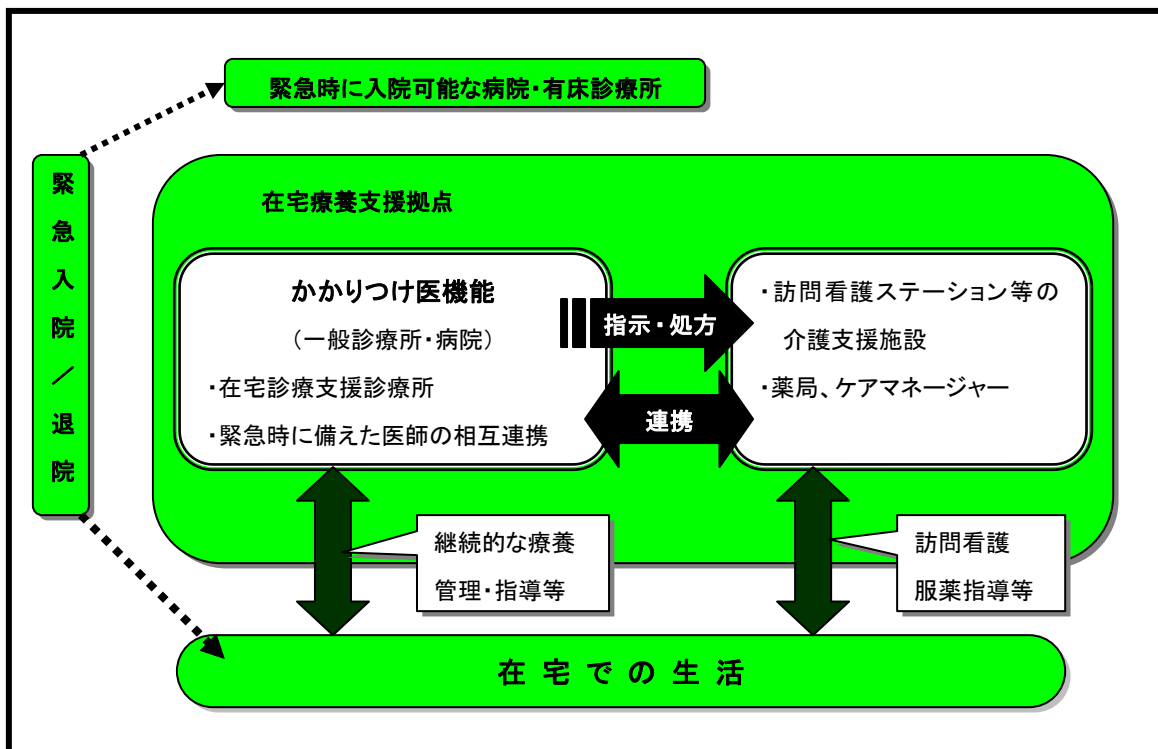
また、国では療養病床の再編成により病床数の減少を余儀なくされ、それに伴い療養病床は、終末期医療を中心とした入院治療が必要な患者に限定され、比較的安定的な患者については、介護施設、在宅医療へのシフトが進むと考えられます。

そのため、在宅療養者が、住みなれた地域で安心して療養できるよう、在宅医療への支援体制の充実を図ります。

注：在宅医療とは、病院や自治体が連携しながら、自宅での治療を目的とした医療体系・病院から医師や看護師が定期的に訪ねたり、情報機器を用いて容体を捉え、適切な治療にあたる医療のこと。

- ・医療、介護、福祉関係団体等の協力を得ながら、在宅医療を担う、かかりつけ医などが連携する在宅医療連携体制の促進に努めます。
- ・診療所、病院、訪問看護ステーション、歯科病院、薬局等相互間の機能分担と業務の連携を図りながら、市民に在宅医療に関する情報提供や普及啓発に努めます。

図 4-(4)-1 在宅医療における診療・介護連携のイメージ



● (仮) 家庭医制度の導入検討 (新規)

地域における在宅医療体制の整備促進を図るため、内科・外科といった診療科の枠を超えて、家族全体の健康相談に気楽に応じ、幅広く診察する**家庭医**による診療体制の導入について検討します。

注：家庭医とは、患者の年齢・性別・疾患などに問われず、地域住民の健康を支える医師のことを言います。患者や患者の家庭と密接な連携を保つことで、予防、治療、リハビリなどを行う状況に応じて専門医を紹介することも家庭医の重要な役割とされています。

＜2＞厚田区・浜益区における医療体制の充実

厚田・浜益区の両地域は、無医地区でないものの超高齢化が進んでおり、医療機会の確保が引き続き必要な状況にあります。

浜益区では、区内唯一の「浜益国民健康保険診療所」における医療体制の維持に努めるとともに、今後も医療設備の整備・充実を図り、診療機能の充実に努めます。

厚田区においても、区内唯一の医療機関である「あつた中央クリニック」の円滑な経営に資するよう支援します。

【具体的な取組み事項】

●地域医療促進対策事業の推進

厚田区における医療機会を確保するため、区内唯一の医療機関である「あつた中央クリニック」に対して運営費の一部を補助します。

●浜益国民健康保険診療所整備事業の推進

浜益国保診療所の診療機能を強化するため、医療設備の更新整備等を計画的・継続的に実施します。

●遠隔医療システムの導入検討（新規）

専門医が少なく、通院困難な在宅患者も多く居住する地域において、遠隔医療の導入に向けて検討を進めます。

注：遠隔医療とは、医師と医師、医師と患者との間をインターネットなどでつなぎ、患者情報を送信して、診断指示など医療行為及び医療に関連した行為を行うこと。

＜3＞救急医療体制の充実

本市における平成 21 年度の救急患者搬送人員は 1,972 人で、その内訳は急病 1,110 人、交通事故 193 人、一般負傷 293 人等となっています。

本市の救急医療体制は、石狩医師会との協定により、市内医療機関が輪番制で内科、外科の初期救急医療を行ってきました。しかし、近年、当番医の負担が大きく、特に内科の深夜時間帯の継続が厳しい状況から、従来の救急医療体制を見直し、平成 22 年度から月曜日～金曜日の深夜の時間帯（23:00～7:00）において、札幌市内の救急医療体制が整備されている病院に協力をいただき、体制を維持していますが、今後さらなる体制の見直しが必要となっています。

一方、初期救急における応急手当の重要性に鑑み、救急医療講習会を実施するな

ど、応急手当の正しい知識の普及に努めていますが、救急現場から医療機関へ搬送されるまでの間における病院前救護体制の充実が課題となっています。

また、大規模な災害や交通事故のような異例の事件発生時には、尊い人命を守るため、救急患者のための医療機関の受入体制の整備、搬送機関との連携強化、並びに患者、被害者に対するメンタルヘルス対策等、迅速な対応が必要となっています。

表 4-(4)-2 石狩市救急搬送人員

区分	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	自損行為	急病	その他	合計
平成19年	246	59	22	308	25	1,173	236	2,069
平成20年	200	39	15	263	36	992	274	1,819
平成21年	193	43	15	293	38	1,110	280	1,972

【具体的な取組み事項】

●救急医療体制の充実

市民の安心感の確保及び救急医療体制を円滑に運用するため、石狩医師会との連携を強化し、現行の在宅当番医制（内科・外科）の充実に努めます。一方、夜間時間外における初期救急医療については、上述のとおり現在、深夜時間帯（23：00～7：00）について市外医療機関との連携・協力の下で実施していますが、今後も市民ニーズはもとより、医療機関の機能分担と広域的な連携を図りながら、さらなる体制の見直しを行い、救急医療体制の確立に努めます。

- ・「石狩市救急医療体制基本方針」の策定（平成23年度）

●小児初期救急診療体制の検討（新規）

核家族化、共働き家庭の増加に伴い、全国的に夜間・休日の小児救急患者が増える一方で、それに対応する小児科医が不足しています。本市においても小児科専門の医療機関が少ないなか、小児の初期救急医療体制の確保が課題となっており、その体制の確保に向け、上述の救急医療体制の見直しの中で、石狩医師会と協議しながら検討を進めます。

●災害時等における医療体制スキーム

- ・緊急（応急）医療体制について、傷病者の迅速かつ適切な医療措置ができるよう関係機関に医師の派遣、出動及び協力を要請し、救護の万全を期します。
- ・災害等により重症患者が発生し、市内医療機関では対応が困難な場合には、消防救急自動車により搬送します。なお、救急自動車が確保できない場合は、市

所有車両又は民間運送業者等の協力により搬送します。また、道路の破損等により搬送が困難な場合又は緊急を要する場合は、道、自衛隊等の所有するヘリコプター等の出動を要請し搬送するなど輸送体制の確保に努めます。

- ・搬送途上における心肺停止患者の救命率を上げるため、充実したメディカルコントロール（注1）のもとで、必要な資質を備えた救急救命士による救急救命処置の高度化を図る必要性から、今後も計画的な救急救命士の配置と資質の向上に努めます。
- ・大規模災害による負傷者の応急医療体制を確立するため、石狩医師会との連携強化を図ります。
- ・救急救命活動の充実を図るため、多くの市民が利用する公共施設等に AED を計画的に整備します。
- ・救急蘇生法、止血法、トリアージ（注2）の意義に関し一般住民に対する普及啓発により防災意識の高揚に努めます。

注1：メディカルコントロールとは、救急現場から医療機関へ搬送されるまでの間において、救急救命士等が行う医行為の質を保證することをいいます。

注2：トリアージとは、災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に傷病の緊急度や程度に応じて適正な搬送・治療を行うことをいいます。

評価指標と目標値

評価指標	市の現状	目標値
病気になったときに市内の医療機関を利用する市民の割合	49.8%	増加
かかりつけ医を持っている市民の割合	63.8%	増加
<上記のうち市内医療機関の割合>	49.7%	増加
地域の医療環境が整っていると感じている市民の割合	—	前年度以上

注 市の現状は、平成 21 年 10 月実施の「健康診査に関する市民アンケート調査」の結果による。

また、「地域の医療環境が整っていると感じている市民の割合」は、平成 23 年度実施予定のアンケート調査で把握する。